

公立大学法人京都市立芸術大学寄付金等取扱事務規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成27年10月9日一部改正)

(令和4年4月1日一部改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）における寄付金及びその他の財物（以下「寄付金等」という。）の寄付の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 寄付金等の取扱いについては、他の法人規程等に別段の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「寄付金」とは、寄付者が公立大学法人京都市立芸術大学定款第27条に規定する業務（以下「法人の業務」という。）に資する目的で法人に寄付する現金又は有価証券をいう。
- (2) 「その他の財物」とは、寄付者が法人の業務に資する目的で法人に寄付する財産（公立大学法人京都市立芸術大学固定資産管理規程第3条第1項及び第2項に掲げるもの。）をいう。

(申出)

第3条 寄付金等の申出があったときは、下記の事項を記載した書面により申出を受けるものとする。ただし、法人が寄付を募る場合は、この限りでない。

- (1) 寄付の目的
- (2) 寄付の内容
- (3) 寄付金額、取得価格又は評価額
- (4) その他必要とする事項

(受け入れることができない寄付金等)

第4条 本学は、次の各号に掲げる条件を付した寄付金等は、受け入れることができない。

- (1) 寄付金等により取得した財産を無償で寄付者に譲渡させようとするもの
- (2) 寄付金等による学術研究の結果得られた特許権，実用新案権，意匠権，商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を無償で寄付者に譲渡し，又は使用させようとするもの
- (3) 寄付者が寄付金等の会計検査に関与しようとするもの
- (4) 寄付の申出後，寄付者の意思により寄付金等の全部又は一部を取り消すことができるようにするもの
- (5) 本学に財政負担が伴うなど，業務運営，教育研究上支障があると理事長が認めるもの

(寄付金の受入)

第5条 寄付金は，現金で受け入れるものとする。ただし，次の有価証券をもってする寄付は，これを受け入れることができる。

- (1) 国債，地方債，政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他総務省令で定める有価証券
- (2) 前号に定める以外の有価証券による寄付は，換金した後でなければ寄付受入の手続きをとることができない。ただし，小切手の類は現金に準じて取り扱うものとする。

(受入の決定)

第6条 理事長は，寄付の公益性，有用性，寄付の趣旨，寄付者の経歴等を十分に考慮し，支障がないと認められるときは，受入を決定するものとする

- 2 理事長は，前項の受入を決定したときは，寄付の申出をした者に対し，その旨を文書により通知し，その他の必要書類を送付するものとする。

(感謝状の発行等)

第7条 理事長は，寄付金額又は評価額が100万円以上の寄付金等を受け入れたときは，寄付者に感謝状を発行し表彰するものとする。ただし，寄付金等の価額が100万円に満たない場合であっても，理事長が特に認める場合には，感謝状を発行し表彰することができる。

- 2 寄付内容が紺綬褒章等の授与基準に該当する場合には，関係機関にその内申を行うことができる。
- 3 寄付内容が，科学研究費補助金取扱規程第18条によるものである場合は，

前2項の規定は適用しない。

(特定基金)

第8条 寄付の目的に沿った特定の事業の用に供するため、特定基金を置くことができる。

2 特定基金の設置にあたり、寄付者の氏名、団体名、法人名等を冠するものとする。

3 前項に定める基金に関する取扱いに関しては、別に定める。

(寄付金等の使途変更等)

第9条 寄付金等は寄付者の寄付目的を尊重し使用する。

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、寄付金の使途を変更することができる。

(1) 寄付目的が達せられ、寄付金の残額を他の使途の寄付金として使用する
場合

(2) 寄付目的にかかる研究担当教職員が退職したため、寄付目的が達成でき
なくなった場合

(3) その他、寄付金を当該使途に使用することができなくなった場合

3 前項第2号又は第3号に該当し、寄付金を他の使途に使用しようとするときはあらかじめ寄付者の同意を得るものとする。

4 理事長は、使途が特定されない寄付金等を受け入れるときは、その使用に先立ち使途を特定するものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月9日決定）

この規定は、決定の日から施行する。

附 則（令和4年4月1日決定）

この規定は、決定の日から施行する。